

事例 29

発 生 日	平成 24 年 5 月 25 日
発生場所	広島県 尾道市
種 類	不審な電話
事件の概要	被保険者である女性宅に市役所職員を名乗る若い男から、「医療費の払い戻しがある。先日送付した黄色の文書は届いているか。キャッシュカードを持っているか。」と電話があった。 被保険者が、そのような文書は見えていない。キャッシュカードは持っていないと答えると、「郵便局から受け取れるようにするので、2 時までには電話をしてください。」と言われた。 被保険者が電話すると整理番号を告げられた後、「平成 18 年から平成 23 年までの医療費 48,985 円を返します。」と言われた。 その後何の連絡もなく、不審に思った被保険者が近所の人に相談したところ、詐欺ではないかと思い、確認のため尾道市役所に来庁したことで事件が発覚した。 なお、被保険者は、氏名・生年月日・一人暮らしであることを電話の相手に伝えたが、金銭的被害はない。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

事例 28

発 生 日	平成 24 年 5 月 8 日
発生場所	広島県 竹原市
種 類	不審な電話
事件の概要	午後 2 時頃、被保険者宅に電話があり、「医療費の還付金があるので、ゆうちょ銀行の口座番号を教えてほしい」「近くの ATM へ行き手続きをするように」などと指示を受けた。 被保険者がその電話を不審に思ったため、近所の住民へ相談し、その住民から当広域連合へ連絡があったことで事件が発覚した。被保険者に金銭的被害はない。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。